

## 公益財団法人 研医会 不正防止計画

### 1. 体制

責任者の役割を明確にするために、不正防止のための組織を内外に提示する。

(別紙： 不正防止対策における役割組織表)

### 2. 不正防止のための意識づくり

最高管理責任者・統括責任者・コンプライアンス推進責任者・研究者・事務担当者・検収受付担当者それぞれの立場で、常に不正防止の意識を持つために、文部科学省、厚生労働省、日本学術振興会等から発信される不正防止の情報を取り入れる努力を怠らない。

### 3. 適正な運営と管理

- ・ 科研費等の使用ルール並びに事務手続きルールを明確にし関係者の理解を得る。
- ・ 外部のチェックも受け、適正な管理がなされるように努める。

### 4. 教育と確認・誓約

コンプライアンス推進責任者が主導して、毎年発信される科研費についての情報をそれぞれの立場の者に確認・理解してもらい、その上で確認書あるいは誓約書を提出いただく。また、必要な場合はアンケートを実施する。

### 5. ホームページによる不正防止への取組み姿勢と通報窓口の公表

科研費等の不正使用防止、研究不正防止の取組みについて、規程や組織を公表し、相談や通報を受け付ける方法を示す。

### 6. 取引業者に対する誓約書の提出要請

科研費等の扱いの中で、必要と思われる場合は取引業者に対し、当財団規程等の遵守や不適切な契約を行わない誓約を要請し、また、監査、調査への協力することなど書面をもってこれを確認する。

### 7. 不正防止計画の見直し

この不正防止計画はモニタリングの結果やリスクが顕在化した場合などの機会を捉えて、見直しをしていく。また、科研費等の補助を受けることになった時はこれをチェックして、不正が行われないよう改めて見直す。

### 8. 「財団法人研医会における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改訂

不正があった場合の懲戒についての項目を付加する。

### 9. 「公益財団法人研医会 内部監査の手順」について

監査のためのマニュアルを作る。